

尾道市長者原スポーツセンター

指定管理者募集要項

令和 6 年 7 月
尾道市教育委員会

尾道市長者原スポーツセンター指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

- (1) 名称 尾道市長者原スポーツセンター
- (2) 所在地 尾道市高須町985番地25
- (3) 設置目的 スポーツの普及振興と市民の健康増進を図る
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造・屋根鉄骨造
- (5) 階数 地上2階建
- (6) 敷地面積 5,490.06 m²
- (7) 延床面積 3,047.06 m²
- (8) 主な施設 体育館1階 アリーナ、事務室、エントランスホール等
体育館2階 観覧席、会議室、研修室、トレーニングジム等
屋外施設 テニスコート7面（砂入り人工芝、夜間照明完備）
付帯設備 駐車場44台（周辺駐車場利用可）
- (9) 完成 平成7年11月30日
- (10) 供用開始 平成8年2月18日

※ 指定管理期間中、施設の大規模改修工事を行う可能性がある。

2 指定管理者指定の目的

本施設の管理運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第2号）及び尾道市長者原スポーツセンター設置及び管理条例（平成7年条例第38号。以下「設置管理条例」という。）の趣旨に則り、利用者サービスの向上、利用の促進、経費の削減及び業務の効率化を目指すものである。

3 指定期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの5年間

4 指定管理者に代行させる業務等の範囲

設置管理条例第5条に規定する業務（詳細は、別紙「尾道市長者原スポーツセンター指定管理者仕様書」のとおり）

5 管理の基準

- (1) 開館時間

設置管理条例第7条に規定するとおり。なお、指定管理者が、市民サービスの向上、入館者の利便性の向上に有効と判断するときは、開館時間を延長することができる。

(2) 休館日

設置管理条例第7条に規定するとおり。なお、指定管理者が、市民サービスの向上、入館者の利便性の向上に有効と判断するときは、休館日に開館することができる。

(3) 関係法令等の遵守

指定管理者は、法、設置管理条例その他関係法令等を遵守すること。

6 指定管理料

(1) 指定管理業務に係る費用は、3に定める指定管理期間を通して金 67,520,000円以内（消費税、地方消費税その他一切の経費を含む。）を尾道市の会計年度ごとに、協定書で定める額を支払うものとする。

(2) 具体的な指定管理料の支払方法については、協定書に定めるとおりとする。

7 利用料金制

指定管理者は、施設利用料金を設置管理条例第11条に定める範囲で自らの責任において決定（尾道市の承認が必要）し、自らの収入とする。

8 応募資格

指定管理期間中、安全かつ円滑に本施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）とする。

ただし、次に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する団体等

(2) 法第244条の2第11項の規定により、尾道市又は他の地方公共団体から指定管理を取り消され、その取消の日から1年（他の地方公共団体の場合は6か月）を経過しない団体等

(3) 法第244条の2第11項の規定により、尾道市又は他の地方公共団体から指定管理の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6か月（他の地方公共団体の場合は3か月）を経過しない団体等

(4) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市区町村税を滞納している団体等

(5) 団体等の代表者が、国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市区町村税を滞納している団体等

- (6) 手形、銀行取引停止処分又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- (7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- (8) 破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申立てがなされ、この手續が終了していない団体等
- (9) 本施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体等
- (10) 本施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3か月を経過しない団体等
- (11) 本施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- (12) 次に各号に定める者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等
 - ア 尾道市長者原スポーツセンター指定管理者選定委員会の委員
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するもの）

9 契約保証金

- (1) 契約保証金額
提案額の4か月分に相当する額以上とする。
- (2) 納付期限
当該指定議案の議決日の前日まで
- (3) 減免
国債若しくは地方債、履行保証保険又は金融機関が発行する保証書（銀行保証）等の確実な担保が尾道市に提出されたときは、免除する。

10 スケジュール

- (1) 公告 7月1日（月）
- (2) 募集要項等資料配布期間 7月1日（月）～19日（金）
- (3) 現地説明会 7月16日（火）
- (4) 参加表明書提出期限 7月26日（金）
- (5) 質問書等提出期限 7月26日（金）
- (6) 質問に対する回答 ～8月2日（金）
- (7) 指定管理者指定申請書・提案書の提出期限 9月2日（月）
- (8) 選定委員会による面接等 9月中旬～10月上旬

- | | |
|---------------|---------------|
| (9) 優先交渉権者の発表 | 10月上旬 |
| (10) 協定書の締結 | 10月中旬～下旬 |
| (11) 指定管理者の指定 | 市議会12月定例会の議決後 |

11 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和6年7月1日（月）～19日（金）

(2) 配布方法

尾道市ホームページからダウンロード

(3) 配布資料

- ア 尾道市長者原スポーツセンター指定管理者募集要項
- イ 尾道市長者原スポーツセンター指定管理者仕様書
- ウ 指定管理者指定申請書（様式1）
- エ 尾道市長者原スポーツセンター事業計画書（様式2、2-1、2-2）
- オ 指定予定期間の年度ごと及び全体の収支計画書（様式3）
- カ 尾道市長者原スポーツセンター指定管理者公募参加表明書兼誓約書（様式4）
- キ 尾道市長者原スポーツセンター設置及び管理条例
- ク 尾道市長者原スポーツセンター設置及び管理条例施行規則
- ケ 尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
- コ 尾道市教育委員会の管理する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則
- サ 参考資料（過去5年の利用人数、施設ごとの収入状況、灯油・電気・水道使用量、収入支出状況）
- シ パンフレット
- ス 図面

12 現地説明会

応募方法、提案書類、指定管理業務、現場の状況等についての説明会を開催する。なお、公募説明会への出席は必須とする。

(1) 日時

令和6年7月16日（火）午後2時～（1時間程度）

(2) 場所

尾道市長者原スポーツセンター2階会議室（尾道市高須町985番地25）

(3) その他

参加人数は、1団体2名までとする。

13 質疑応答

(1) 提出期限

令和6年7月26日（金）

(2) 提出書式

指定なし

(3) 提出方法

生涯学習課へ電子メールで提出すること。

(4) 回答

令和6年8月2日（金）までに、電子メールにより回答する。

(5) その他

ア 募集要項等に対する質問は、参加表明を行った者のみが提出できる。口頭による質問は受け付けない

イ 提出された質問のうち、単なる意見に過ぎない内容や誹謗中傷の類が含まれるものについては、回答しない。

14 参加表明書

(1) 提出期限

令和6年7月26日（金）

(2) 提出書類

尾道市長者原スポーツセンター指定管理者公募参加表明書兼誓約書（様式4）

(3) 提出方法

生涯学習課へ電子メールで提出すること。

(4) その他

参加表明書を提出後、応募を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

15 指定管理者指定申請書・提案書

(1) 提出期限

令和6年9月2日（月）

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 尾道市長者原スポーツセンター事業計画書（様式2）

ウ 尾道市長者原スポーツセンター自主事業計画書（様式2-1）

- エ 尾道市長者原スポーツセンター利用料金計画書（様式2-2）
- オ 指定予定期間の年度ごと及び全体の収支計画書（様式3）
- カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの
- キ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本その他これに類するもの
- ク 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書の他にこれらに類するもの
- ケ 前事業年度の収支報告書及び事業報告書その他これらに類するもの
- コ 同種又は類似施設の管理運営実績が分かる書類（実績がある場合のみ）
 - （ア） 同種又は類似施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等
 - （イ） 同種又は類似施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
 - （ウ） 同種又は類似施設の管理運営経費が明確に分かる収支決算等
- サ その他必要な書類

(3) 提出方法

開庁日の9時から17時までの間、生涯学習課へ持参すること。

(4) 提出部数

8部（原本1部、コピー7部）

(5) 注意事項

- ア 提案書提出後の辞退は、一切認めない。
- イ 提案書の内容変更は、明らかな間違い及び軽微な事項を除き認めない。

16 選考方法

提出書類の審査を通過した者を対象とした面接（プレゼンテーションを含む。）により、選定委員会において選考し、優先交渉権者を決定する。4位以下については、順位を付けない。

17 指定管理者選定基準

「別紙 選定基準」により審査を行い、指定管理者を選定する。

18 選定結果の通知

提案者全員に対して、選定結果に選定理由を付して、電子メールにて通知する。

19 その他注意事項

(1) 共同企業体による提案

共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同企業体

の代表者を通じて行わなければならない。また、尾道市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなす。

(2) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募予定者、参加表明者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（公募説明会・面接・公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。

(3) 重複提案等の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできない。また、ひとつの団体等が、複数の共同企業体に加わることもできないこととする。

(4) 提案に関する費用負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、尾道市は、優先交渉権者の選定結果の公表、市議会の議決等に必要の場合には、提案書の内容を使用できるものとする。

(6) 提案書の取扱い

尾道市が受理した提案書は、返却しない。

(7) 提案書の変更

一旦尾道市が受理した提案書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めない。

(8) 参加辞退

参加表明者が提案を辞退するときは、必ず、配布場所に辞退届けを提出のこと。

(9) 提案辞退

提案者が辞退することは、理由の如何にかかわらず認めない。万一、提案者が辞退した場合、提出者は、尾道市が被った損害について、賠償しなければならない。

(10) 2段階選別

参加表明者が6団体を超えた場合には、2段階選抜とすることがある。2段階選抜とした場合、日程・提案書式等を変更し、参加表明者全員に別途通知する。

20 問い合わせ先

尾道市教育委員会 教育総務部 生涯学習課 スポーツ振興係（担当者 坂田）

〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1（教育会館3階）

電話 0848-20-7499

E-mail sposhin@city.onomichi.hiroshima.jp

用語集

- 1 契約保証金：民法（明治29年法律第89号）第420条に規定する賠償額の予定、違約金のこと。
- 2 銀行保証：金融機関が発行する、連帯保証書のこと。
- 3 履行保証保険：損害保険会社を取り扱う保険のこと。
- 4 応募予定者：募集要項等の配布資料を受理した者
- 5 提案者：期限までに、提案書を提出した者
- 6 優先交渉権者：選定委員会によって、最も優れた提案を行ったとされた提案者のこと。
- 7 関係市職員：問い合わせ先に在籍する職員（会計年度任用職員を含む。）その他当該公募に関する職員

別紙 選定基準

区分		記載項目	視点	配点
1 事業計画に関する事項	(1) 施設管理計画	施設利用者の視点に立った施設の維持・管理等に関する方針について	・各種法令を遵守のうえ、利用促進、経費の節減を図っているか。	10
		トラブルの防止、苦情処理に対する対処方法について	・トラブル発生時の責任者の対処体制は適切か。 ・苦情に対して誠実に対処できるか、また、このことが施設運営にいかされるか。	
	(2) 人員配置計画	管理運営体制、配置方針及び配置人数について ①組織図 ②職務内容	・適切な運営が可能な体制か。 ・責任体制は明確に確立されているか。(責任の所在、責任者常駐の有無等)	10
		管理・運営に必要な資格取得者の配置(又は外部委託)予定及び職員研修の計画について	・執行体制は適切か。(経理・管理、研修、苦情処理、安全管理の充実度) ・職員の配置数・業務経験年数・常勤職員、非常勤職員のバランスは適切か。 ・体育施設の管理業務の経験者やスポーツ指導資格者は充分配置されるか。(または活用される見込みがあるか)	
(3) 年間事業計画等	設置管理条例の趣旨を踏まえた自主事業について別紙自主事業計画(様式2-1)に記入	・自主事業の内容は適切なものか。	15	
(4) 施設運営方針・事業展開等	設置管理条例の趣旨を踏まえた施設運営に関する基本的な方針について	施設利用者数増加についての方針及び具体的な目標値や手法について	・基本方針が設置目的と適合しているか。 ・利用率アップ等の目標設定について、実現性が高いか。	15
		募集要項第5「管理の基準」以	・有効で具体的な事業計画が提案されているか。	
			・利用者のニーズに的確に応え	

		上の業務(例:時間の延長等)を実施する場合、その内容について	たものか(要望の把握)。 ・利便性の向上が図られているか。					
		施設利用者の利便性向上に関する方針について	・広報に係る効果的な計画が提案されているか。					
		施設のPR活動等の方針について						
	(5) 地域活性化及び雇用の拡大	地域活性化の方針と物品等の地元調達を含めた地域活性化の方針について	・地域の活性化、地域雇用の拡大につながるか。	5				
		職員の地元雇用に関する方針について						
	(6) 収支計画	指定予定期間内の年度ごとの収支及び全体の収支計画、利用料金について	・安定した経営が可能か。 ・現行の料金と比較して妥当か。	10				
		上記収支計画のなかで、経費縮減に関する取り組みや工夫について	・提供するサービス内容と比較して妥当か。 ・経費の節減及びサービスが両立した内容になっているか。					
2	(7) 経営実績	類似施設の運営実績等があればその概要を記入するとともに、参考となる資料を添付	・指定管理者又は類似施設の管理運営実績はあるか。 ・実績が施設運営に有効であるか。 ・安定して運営を続けられる団体であるか。 ・申請者全体の人員、資産、財務状況は健全か。	10				
					(8) 安全管理対策	施設の安全管理や個人情報保護、情報公開に関する取り組みについて	・安全性・信頼性が確保されているか。 ・情報管理能力は充分か。	15
						施設利用者の安全確保対策について	・不測の事態の担保は充分か(保険等)。 ・緊急時の対応(職員の緊急連絡体制等)は適当か。	
		火災、事故等不測の事態が発生した場合の対処方法及び担						

		保等について		
	(9) 公共性の担保	施設利用者の平等な利用の確保に関する方針について	・市民福祉の向上へ貢献できるか（公共施設としての役割）。	5
		地域や各種団体、関係機関等との連携に関する方針について		
		近隣の各施設との連携に関する方針について		
3 その他	(10) 専門性・熱意・意欲	応募するにあたってPRしたい魅力ある施設運営について	継続して熱意のある運営が可能であるか、また、意欲があるか。	5
合計				100